

国勢調査に御協力を

インターネットからも回答できます

国勢調査は、5年ごとに行われる国の最も重要な統計調査で、日本の未来を考えるために欠くことのできない最新人口・世帯の実態を明らかにする重要な調査です。

調査結果は社会福祉、雇用対策、生活環境の整備などの行政資料として役立てられます。なお、東日本大震災後初の国勢調査としても、とても重要な調査となります。

調査対象は、10月1日現在国内に住む全ての人と世帯が対象です。

また、今回から従来の調査員への提出や郵送のほかに、インターネットでも回答いただけます。

インターネットでの回答は

9月10日(木)から20日(日)まで

9月10日(木)から12日(土)までに調査員が各世帯を訪問し、インターネット回答用IDなどをお配りします。パソコン、スマートフォン、タブレット端末から、国勢調査のアドレス(<http://www.e-kokusei.go.jp/>) 9月10日(木)から接続可能)に接続し

て回答をお願いします。

回答いただいた世帯は、紙の調査票の提出が不要となります。

調査票での回答は

10月7日(水)まで

インターネット回答がなかった世帯には9月30日(水)までに調査員が紙の調査票を配布します。回答いただいた調査票は、調査員へ提出するか、郵送してください。

個人情報保護に留意

インターネットにおける通信は全て暗号化されています。

また、不正なアクセスなどの監視を24時間行います。

かたり調査に御注意を

国勢調査では、金銭を要求することはありません。銀行口座の暗証番号やクレジットカード番号などをお聞きすることもありません。国勢調査を装った不審な訪問者、不審な電話・電子メールなどにも御注意ください。不審に思った際には、回答しないで速やかに国勢調査桐生市実施本部までお知らせください。調査員は必ず調査員証を携

帯しています。

問い合わせは、国勢調査桐生市実施本部(情報管理課内、☎内線774・773)へ。



いつでもどこでも、便利に回答。
パソコンやスマホでの回答が可能です
インターネット回答は
9月10日～20日

インターネット回答がなかった世帯には調査員が調査票を配布します
調査票での回答は
10月1日～7日



10月1日～7日
調査票を提出

9月26日～30日
調査票を配布

9月10日～20日
インターネット回答

9月10日～12日
インターネット回答用IDを配布

スズメバチの活動が活発になる時期です 活動巣の駆除には 補助金の活用を

この時期、スズメバチの活動が活発になってきました。住宅建物や庭木などにスズメバチの活動巣を見つけた場合は、不用意に近づかないようにし、駆除を希望する場合は、市の補助制度を御活用ください。補助の対象となるのは、市の指定業者が駆除した場合に限りです。駆除を実施する前に、必ず環境課又は新里・黒保根支所へ御連絡ください。補助対象者や補助額は、次のとおりです。

補助対象者 市内に所有する一般住宅又は併用住宅敷地内にスズメバチが営巣し駆除しようとする個人
補助対象事業 スズメバチの活動巣の駆除を市の指定業者が実施した場合

ハチは「刺す」というイメージから怖がられたり嫌がられたりしていますが、花の受粉をしたり、草木の害虫を食べてくれる益虫でもあります。人に危険が及ばないと判断できる場合などは、静観することも御検討ください。

補助費 4750円(市が指定業者と結んだ巣1個当たりの協定締結額9500円の2分の1の額)
負担額 4750円(協定締結額9500円の2分の1の額)。ただし、スズメバチの活動巣の営巣場所が、高所にある場合や、天井裏、床下などで構造物を壊さなければ駆除できない場合など、特別な作業にかかる費用などについては、個人負担になります。
申し込み 12月25日(金)までに市役所2階の環境課(☎内線318)、又は新里支所市民生活課(☎742384)、黒保根支所市民生活課(☎962111)へ申し込んでください。

水道メーターの 管理をお願いします

水道メーターは水道局で設置して、お客様に管理していただいております。検針に支障がないように御協力をお願いします。

- ①メーターボックスの上には物を置かないでください。
- ②メーターボックスの中はきれいにしておいてください。
- ③家の増改築などでメーターが屋内にならないようにして



- ④犬はメーターから離れた場所につないでいてください。
 - ⑤水道を使用していた建物の取り壊しをする場合は事前に御連絡をお願いします。
- お問い合わせは、水道局総務課（☎内線325）へ。

10月は土地月間です

■一定面積以上の土地売買などは届出が必要です

届出が必要な面積などは、下の表のとおりです。

義務者・届出時期・法令	届出が必要な面積
・土地を売る人 ・売買契約締結日の3週間前まで ・公有地の拡大の推進に関する法律	都市計画施設の区域内 200㎡以上
	市街化区域内 5,000㎡以上 新里町 10,000㎡以上
・土地を買った人 ・売買契約締結日から14日以内 ・国土利用計画法	市街化区域内 2,000㎡以上
	市街化調整区域内・新里町 5,000㎡以上
	黒保根町 10,000㎡以上

■土地価格などの無料相談会を開催します

10月の土地月間に合わせて、群馬県不動産鑑定士協会の会員が土地の相談に応じます。

期日・時間＝10月5日（月）午前10時～午後3時

場所＝市役所6階605会議室

問い合わせは、都市計画課計画係（☎内線754）へ。

健康づくり課母子保健業務の 封筒に掲載する広告を募集

広告の掲載規格＝1 枠縦4センチメートル×横9センチメートル、黒1色

使用期間＝現在使用している封筒の在庫が終わり次第、作成した封筒が終わるまでのおおむね1年間

応募条件＝市税などの滞納がないこと

申し込み＝9月30日（水）までに申込用紙に必要事項を記入し、直接健康づくり課へ提出してください。

申込用紙と規制業種などを掲載している桐生市公用封筒広告掲載要綱は、同課と市ホームページに有ります。

問い合わせは、健康づくり課母子保健係（☎47 - 1152）へ。

封筒の種類	作成枚数	掲載料
①乳幼児予防接種用封筒／角形2号	1,000枚	11,400円
②幼児、児童予防接種用封筒／長形3号	4,000枚	20,688円
③妊娠届出時封筒／角形2号	1,000枚	11,400円
④出生届出時封筒／角形2号	1,000枚	11,400円
⑤乳幼児健康診査通知用封筒／長形3号	4,000枚	20,688円

※広告の枠数は①③④封筒は8枠、②⑤封筒は4枠です。

9月25日（金）

第2回施設めぐり

「花燃ゆ」関連施設をめぐります



NHK大河ドラマ「花燃ゆ」の登場人物にゆかりのある市有施設などを見学します。

■見学先

教育資料室、桐生明治館、学校給食中央共同調理場、黒保根歴史民俗資料館、旧水沼製糸場

期日＝9月25日（金）
時間＝午前9時30分～午後3時30分（予定）
対象＝市内に居住する人
募集人数＝30人（抽せん）
参加費＝371円（保険料・昼食代）
申し込み＝9月10日（木）必

着で、Eメール（希望者全員の住所と氏名、年齢、電話番号を記入）又は往復はがき（裏面に希望者全員の住所、氏名（フリガナ）、年齢、電話番号を記入、返信用表面に代表者の住所、氏名を記入）で情報政策課（〒376-8501桐生市役所、johoseisaku@city.kiryu.lg.jp）へ申し込みください。一度の申し込みは、3人までです。

問い合わせは、情報政策課広報広聴係（☎内線505）へ。

国民健康保険 10月1日から新しい被保険者証で

国民健康保険の被保険者証を更新しますので、10月1日以降に保険医療機関などで受診するときは、新しい被保険者証を提示してください。

新しい被保険者証は、9月下旬に郵送します。親元を離れている学生を対象に交付している被保険者証も同時に送ります。

新しい被保険者証の有効期限は平成28年9月30日までです。ただし、10月1日から平成28年9月30日までに75歳を

御家族が国民健康保険の脱退手続きをしてください。

迎える人は誕生日の前日までとなります。また、65歳を迎える退職被保険者と退職被扶養者は誕生月の末日までです。外国人被保険者の有効期限は、在留期限の翌日又は9月30日までとなっていますので、在留期限の翌日までとなっている人で、在留期間満了後も滞在予定の場合は在留期間の更新手続きをお願いします。また、会社などに勤め始め、職場の健康保険に加入したときなどは、速やかに本人又は

現在の被保険者証は、10月1日以降に市役所1階の市民課・医療保険課、新里・黒保根支所、境野・広沢・梅田・相生・川内・菱公民館のいずれかにお返しください。返却できない場合は、裁断するなどして御自身で破棄してください。

なお、被保険者証の裏面に臓器提供に関する意思表示の欄が設けられていますが、意思を表示することは被保険者の任意ですので、記入を強いるものではありません。

お問い合わせは、医療保険課 国保係（☎内線255）へ。

ニューイヤー駅伝 スポーツボランティア募集



来年元日のニューイヤー駅伝で、沿道で応援する人の整理や安全確認をしていただく、スポーツボランティアを600人募集します。

期日 平成28年1月1日(元旦)
時間 午前11時～午後1時頃
対象 市内に居住又は勤務する20歳以上の健康な人

申し込みはがき又はEメールに、「ニューイヤー駅伝スポーツボランティア希望」、住所・氏名・年齢・性別・電話番号を記入の上、9月14日(月)から10月9日

(金)までに、スポーツ体育課(〒376-8501桐生市役所、Eメールアドレス: sports@city.kiryu.lg.jp)に、申し込んでください。市役所4階のスポーツ体育課でも直接、受け付けます。

お問い合わせは、スポーツ体育課スポーツ振興係(☎内線657)へ。

国民年金からのお知らせ

国民年金第3号被保険者の皆さん こんなときは手続きを

国民年金の「第3号被保険者」(厚生年金や共済年金に加入している配偶者に扶養されている20歳以上60歳未満の人)は、配偶者の転職、退職、死亡、65歳になったとき又は本人の収入増、離婚などにより配偶者の扶養でなくなった場合は、手続きをして、保険料を納めなければなりません。該当する人は、市役所1階の市民課年金係又は新里・黒保根支所市民生活課で手続きしてください。

問い合わせは、市民課年金係(☎内線273)又は桐生年金事務所(電話44-2311)へ。

国民年金保険料

「10年の後納制度」は9月30日(水)まで

過去10年間に納め忘れた国民年金保険料を遡って納付することで将来の年金額を増やすことができる「10年の後納制度」が9月30日(水)で終了します。

10月1日(木)からは、3年間に限り過去5年間に納め忘れた国民年金保険料を納付できる「5年の後納制度」が始まります。なお、後納制度の御利用には、申し込みが必要です。

問い合わせは、「国民年金保険料専用ダイヤル」(☎0570-011-050)又は桐生年金事務所(☎44-2311)へ。

平成28・29年度物品・役務 入札参加資格申請の受け付け

入札参加資格申請を電子申請で受け付けます。参加を希望する業者の皆さんは、必ず申請の手続きをしてください。

申請は、ぐんま電子入札共同システムのホームページ(<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/>)から行ってください。

受付期間は10月1日(木)から30日(金)まで、受付時間は午前9時から午後5時まで(土、日、祝日は除く)です。

新規登録の場合は、予備登録と本登録の手続きが必要です。

問い合わせは、契約検査課契約係(☎内線548)へ。